別表１

移動支援事業（小田原市地域生活支援事業）　利用料金表

１　利用者負担額

（令和６年４月１日改正）

内容	提供時間	利用料	利用者負担額
身体介護を伴う （開始時加算を含む）	30 分未満	2,500 円	250 円
	30 分以上 1 時間未満	4,340 円	434 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,280 円	628 円
	1 時間 30 分以降 30 分ごとに	870 円	87 円
身体介護を伴わない	30 分未満	870 円	87 円
	30 分以上 1 時間未満	1,600 円	160 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,400 円	240 円
	1 時間 30 分以降 30 分ごとに	800 円	80 円

２　減免措置

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護利用世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯（注 1）	0 円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（注 2）未満） ※20 歳以上の入所施設利用者及びグループホーム利用者を除く（注 3）	9,300 円
一般２	上記以外	37,200 円

（注 1）3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象

（注 2）収入が概ね 670 万円以下の世帯が対象

（注 3）市町村民税非課税世帯で 20 歳以上の入所施設利用者及びグループホーム利用者は、一般 2

所得を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
施設に入所する 18,19 歳を除く 18 歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
施設に入所する 18,19 歳を含む障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

３　その他の負担額等

⑴　２人のヘルパーによるサービス提供は、ヘルパー２人分の料金が発生します。

⑵　移動支援事業提供時に、外出先等で担当ヘルパー分として発生する公共交通機関等交通費、入場料、入館料、利用料、飲食代及びその他必要な費用等：実費

⑶　小田原市域外でのサービス提供に伴う自動車等交通費

小田原市（通常の事業実施地域）を超える地点から１㎞ごとに	普通自動車、小型自動車及び軽自動車：20 円
	二輪の小型自動車及び原動機付自転車：10 円
公共交通機関等使用の場合	実費

⑷　その他移動支援提供に必要な費用等が発生した場合：実費

⑸　利用者の記録等開示に伴う書類等コピー代（１枚：３円）